

売却区分番号	44301	入札期間	令和7年11月5日 午前9時00分 ～ 令和7年11月19日 午後5時00分 (土日除く開庁時間内)	
		開札日時	令和7年11月20日 午前10時00分	
見積価額	535,000円		公売保証金	60,000円
公売財産の表示	物件1(土地の表示) 所在 高知県幡多郡黒潮町上川口字東原屋敷732番9 地目 宅地 地積 66.94㎡			
	物件2(主である建物の表示) 所 在 高知県幡多郡黒潮町上川口字東原屋敷732番地9 家屋番号 732番9 種 類 居宅 構 造 コンクリートブロック造陸屋根2階建 床 面 積 1階 52.32㎡ 2階 10.74㎡			
	R7公売公告第4号別紙1－2に続く			

【基本情報】

- ①公売財産は全件一括での売却となります。
- ②公売財産の表示は不動産登記簿上の表示です。
- ③本公売財産に関する表示事項(情報)は当組合が調査を行い、記録上表れている事実や有識者の意見等を記載したものであり関係者間の権利関係等を最終的に決定するものではありません。
- ④所在・位置(物件までの直線距離)
最寄駅は黒潮町内の土佐くろしお鉄道土佐上川口駅。
- ⑤行政的条件等
都市計画区域外。
黒潮町地震・津波ハザードマップ(平成24年12月)では、一団の土地のほとんどが5～10m未満の津波浸水域になっています。
- ⑥交通・接近条件(物件基準の道路距離)
土佐くろしお鉄道土佐上川口駅 約0.5km
黒潮町役場 約6.8km
- ⑦環境条件
上川口漁港付近の住宅地です。
- ⑧物件の現況
当該物件は土地(登記地目:宅地)と建物(居宅)です。
周りには民家が密集しており、建物正面は市道に面しています。
- ⑨その他
 - ・当該物件には多量の動産(家具・家電等)が認められており、物件内に残置された動産については、所有者と協議が必要です。買受時に残置されている動産の処分は、買受人が処分等の協議を行う必要があります。
 - ・当該物件の建物について、築年数が約43年となっており、劣化しています。
 - ・地積、床面積等は、あくまで登記簿上に記載された面積であり、実測と異なる場合があります。
 - ・上水道の本管が当該物件付近まで埋設されていますが、整備状況は不明です。詳細については黒潮町建設課にお問い合わせください。
 - ・電気の整備状況は不明です。詳細については四国電力株式会社へお問い合わせください。

【土地の情報】

- ①地積(登記数量)
66.94㎡
- ②行政的条件
都市計画区域外
- ③形状・地勢
不整形地
- ④利用状況
宅地
- ⑤接面街路
西側:舗装公道に接面する。
- ⑥隣接地の状況
詳細不明。状況については現地を確認することをお勧めいたします。
- ⑦占有状況
居住者あり。
- ⑧特記事項
 - ・登記記録からは土壤汚染対策法第3条に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった履歴を有する土地を含みません。
 - ・周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。
 - ・隣接地との境界が不明です。買受人が隣地所有者と協議してください。
 - ・物件内に残置された動産は売却財産に含まれません。動産の処分については動産の所有者との協議が必要です。

その他公売財産に関する情報	【建物の情報】 (物件2)主たる建物 ①新築年月日 昭和57年12月20日(高知地方法務局四万十支局備付の全部事項証明書による) ②間取り等 内部の間取り等は不明。 ③利用状況 動産が多数あり、居住者がいる。 ④保守状況 劣る ⑤占有状況 占有されている。 ⑥特記事項 ・築年数的にも、建物は劣っています。 ・屋内外に多量の動産(家具・家電)が認められており、動産については、落札者自身が所有者と協議をする必要があります。
----------------------	--

その他公売財産に関する情報

【その他手続き等】

- ①公売財産についてはあらかじめその現況等を確認し、関係公簿等を閲覧した上で公売にご参加ください。
また、当機構は、公売財産の引き渡し義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しや動産類の撤去を求める場合は、買受人が行うことになります。
なお、使用者又は占有者等が明け渡しや動産類の撤去に応じない場合は、買受人において訴訟等の手続きをとらなければならない場合があります。
- ②公売財産に財産の種類又は品質の不適合があっても、当機構は担保責任を負いません。
- ③土地の境界が不明な場合は、買受人において隣接地所有者と協議してください。
- ④本公売における公売保証金の納付方法は『直接持参』のみとします。
公売保証金は入札時に現金で持参し、入札受付にて一括で納付して下さい。
※入札時に公売保証金全額の納付が確認できない場合は入札できません。
- ⑤見積価格以上の入札者のうち、最高価格の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価格となります。
- ⑥最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、追加入札を実施します。ただし、追加入札後も最高価格の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- ⑦落札後、納付していただく買受代金は、落札価格から公売保証金を控除した金額となります。
すでに納付いただいた公売保証金は買受代金へ充てるため返却しません。
※買受人とならなかった方の公売保証金は開札終了後、直ちに返還します。
- ⑧買受代金は必ず納付期限までに当機構が確認できるように、一括で納付してください。
納付期限までに納付が確認できない場合、公売保証金は没収となります。
- ⑨公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
- ⑩買受代金を納付した時点で、危険負担は買受人に移転します。その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は買受人が負うことになります。
- ⑪権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。
- ⑫その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- ⑬公売公告の内容は、幡多租税債権管理機構事務所で閲覧できます。
- ⑭公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記⑬の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。
- ⑮不動産公売の入札に参加される方(法人である場合にはその代表者)は、国税徴収法第99条の2の規定に基づき、暴力団員等に該当しないことの陳述書等の提出が必要となります。入札開始日の2開庁日前までに、当機構へ陳述書等(様式については、当機構ホームページよりダウンロードのこと)を提出してください。
また、次のいずれかに該当する場合、陳述書と併せて指定許認可等を受けている事を証明する書類の写しの提出が必要です。
・宅地建物取引業法(平成27年法律第176号)第3条第1項の免許
・債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条の許可
- ⑯指定した売却決定日までに警察当局から調査の回答がない場合、買受人が暴力団員等に該当しないことが明らかにならない為、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。